

関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を警戒区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う逸失利益、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引取費用等（直接賠償では支払拒否された）の賠償が認められた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

営業損害 金238万0105円

#### 2 期間

自平成23年3月11日 至平成23年6月30日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金238万0105円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。  
平成25年2月5日

（仲介委員 八木清文）